

事業名	法科大学院等専門職大学院の形成支援	
主管課及び関係課(課長名)	(主管課) 高等教育局大学改革官室(小松親次郎主任大学改革官)	
上位施策目標	施策目標 3 - 1 大学などにおける教育研究機能の充実 達成目標 3 - 1 - (追加) 各大学が設置する法科大学院をはじめとする専門職大学院の教育内容の開発・充実を図り、高度専門職業人の養成を推進する。	
事業の概要	法科大学院をはじめとする各種の専門職大学院における特色ある教育内容・方法の開発・充実等に取り組むプロジェクトを選定し、その活動を推進する。	
予算額及び事業開始年度	平成 16 年度概算要求額：7,765 百万円 事業開始年度：平成 16 年度	
必要性	21 世紀の司法を担う法曹の質的向上及び量的拡大を目指し、新たな法曹養成の中核的機関として、国公私を通じて設置される法科大学院について、その教育内容・方法の開発・充実等を図り、社会の各分野はもとより国際的にも活躍でき、真に国民の期待と信頼に応えうる法曹の養成の推進が求められている。 また、社会のニーズを踏まえて設置される、経営管理、技術経営(MOT)、会計、知的財産などの各種の専門職大学院の形成においても、その教育内容の充実を図り、社会の各分野において指導的な役割を担いうる高度専門職業人の養成の推進が求められている。 また、高度専門職業人養成についての一体的な企画立案体制を整備するため、専門教育企画課専門職大学院室を要求をしているところ。	
効率性	法科大学院をはじめとする各種の専門職大学院における教育内容・方法の開発・充実等に取り組むプロジェクトを選定し、国公私を通じた財政支援を行うことで、競争的環境の整備や資源配分の効率化が図れるとともに、高等教育の更なる活性化を促進することができる。	
有効性	達成効果の把握の仕方(検証の手順)	本事業に対する応募と選定の状況、また、選定された大学におけるプロジェクトの取組状況・成果等を調査する等により把握。
	得ようとする効果の達成見込みの判断根拠(判断基準)	本事業に対する応募と選定の状況、選定された大学におけるプロジェクトの取組の状況・成果等を調査する等により、判断が可能。
得ようとする効果及び達成年度	本事業により、各大学が設置する法科大学院をはじめとする専門職大学院の教育内容の開発・充実を図り、高度専門職業人の養成が推進される。	達成年度 平成 20 年度
備考	若者自立・挑戦戦略会議「若者自立・挑戦プラン」(H15.6.10) 530 万人雇用創出促進チーム「530 万人雇用創出プログラム」(H15.6.10) 総合科学技術会議「平成 16 年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」(H15.6.19) 閣議決定「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」(H15.6.27) 科学技術・学術審議会人材委員会 第二次提言 「国際競争力向上のための研究人材の養成・確保を目指して」(H15.6.30) 機構定員要求中	

法科大学院等専門職大学院の形成支援

平成16年度 78億円
概算要求額(予定)

